

第 号
年 月 日

様

野田市長

印

野田市養育医療費用支給承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のありました母子保健法第20条第1項の規定による養育医療に要する費用の支給については、次のとおり承認（不承認）しましたので通知します。

1 決定事項 承認 不承認

児童氏名		受給者番号							
承認 内容	看護	看護の期間	年 月 日から 年 月 日まで						
		費用額	日額	円 総額					円
	移送	移送区間							
		移送方法							
		移送年月日	年 月 日						
		費用額	円						

2 不承認の理由

教示

- この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。